

論文の内容の要旨

THE ADRIATIC QUESTION AND THE YUGOSLAV PRISONERS OF WAR IN JAPAN - AN ASSESSMENT OF JAPANESE-YUGOSLAV RELATIONS DURING THE FIRST WORLD WAR

(第一次世界大戦期における日本とユーゴスラビアの関係—アドリア海問題
と日本に収容されたユーゴスラビア捕虜問題を通して)

ベルトラニチュ　ボシティアン

本論文は、第一次世界大戦における日本とユーゴスラビアの関係を、パリ講和会議で発生したアドリア海問題と日本に収容されたユーゴスラビア捕虜問題を通して全五章にわたって論じたものである。このテーマは、今まで議論の対象に含まれることはなかった。スロベニアや元ユーゴスラビア諸国の歴史オグラフィーには第一次世界大戦中のユーゴスラビアと日本の関係がほとんど記されておらず、調査も行われていなかったからである。テーマの枠の中で特に、初めてユーゴスラビアが誕生した時に、日本がユーゴスラビアに対してどのような態度をとったか、更に、バルカン半島におけるユーゴスラビア国民問題に関して調査したものである。

論文の内容を国家間のレベルで分析した上で、日本に収容された南スラブ捕虜兵の視点からも研究問題を検討した。日本で行われた先行研究は、ここ 10 年間でかなり進んだが、ドイツ系捕虜以外の民族の収容経験は研究されていなかった。南スラブの捕虜たちに関しての資料が残っていたので、分析し、論文に取り入れた。方法としては、日本外交資料館や防衛省防衛研究所にある資料を分析するとともに、

兵庫県の姫路や千葉県の習志野収容所跡地での現地調査を行い、その結果を論文に盛り込んだ。

パリ講和会議開催時の日本外交は、第一次世界大戦後のヨーロッパの政治体制に対して無関心であると考えられていた。中でもヨーロッパの複雑な国民問題の研究に関しては最小限の注意を払うに留まった。しかし、南スラブの捕虜の外交資料発見を通して日本とユーゴスラビアの関係を直接、二つの視点から観察出来るようになった。二つの視点とは国民レベル（捕虜）と国家レベル（パリ講和会議）である。これらの観点から研究することが出来たので日本で盛んに行われている捕虜研究に対しても貢献することができた。

中でも第一次世界大戦中、日本に収容された捕虜に関する研究を問題として取り上げた。というのも、ヨーロッパの国民問題が日本に収容された捕虜の間でわき起こったからである。つまり日本は捕虜を通してヨーロッパ国民問題を体験したことになる。更に、第一次世界大戦中日本に収容された南スラブ捕虜を通してヨーロッパ各国の国民問題だけでなく、日本の外交史の大きな課題、例えば、シベリア出兵やチェコ軍救済で、ユーゴスラビア捕虜の帰国を考えた際、日本政府はシベリアまで脱走できたチェコ軍に入れようとした。このユーゴスラビア捕虜をチェコ軍に入れるという帰国方法から、日本政府がユーゴスラビアをどのように見ていたかがうかがえる。

論文は序論に続いて、第二章ではパリ講和会議で重要視されたユーゴスラビア問題やそれに関連したアドリア海問題を取り上げた。まずユーゴスラビアという観念の起源や発展を論じ、その後、第一次世界大戦以前に始まった南スラブ諸民族の政治統一について説明した。

第三章では、第一次世界大戦期の日本の外交政策や日本がパリ講和会議で果たした役割を記述した。まず、1914年から戦争の終結までの主な国際問題に対して（特にアジア諸国に対する）日本の外交の姿勢を解説した。続いてパリ講和会議で取り上げられた問題に対して日本がどのような立場を取ったかを調査した。その結果、パリ講和会議では日本は明確な国益に基づき、かつ厳密に定義された交渉戦略を用いた。日本は米国の新たな世界秩序の計画

や国際連盟の提案を慎重に見ていた。日本の交渉の目的は明確であり、ヨーロッパ情勢に対しては何の計画も無かったことを明らかにした。

第四章では、パリ講和会議で発生した問題の中からユーゴスラビアとイタリアの領土問題（アドリア海問題）を取り上げた。まずは外交資料を分析し、パリ講和会議の日本の外交使節団や東京の外交調査会がユーゴスラビア問題に対してどのような姿勢をとったかを解説した。更に日本の姿勢を米国、イギリス、フランス、イタリアと比べた。パリ講和会議で始まったユーゴスラビアとイタリアの領土問題は中央ヨーロッパと南東ヨーロッパの権力政治の観点からと、イタリアとハプスブルグ家の歴史的な対立に基づいて考えられていた。和平交渉の間、日本はイタリアの代表団と良い関係を築けたので、情報交換や意見交換はスムーズに行われた。分析した書類の中で、イタリアとユーゴスラビアの対立に関して日本が注目をしていたことが明らかになった。日本は米国と対立し、アドリア海問題に対しても影響が出るほどイタリアと密接な関係を築いていったことが明らかにされた。

第五章では、日本に収容された南スラブ捕虜に関する外交資料を分析した。捕虜問題は三つの段階に分かれている。初めは、1915年に在日イタリア大使館がオーストリア＝ハンガリー兵の間に発生した暴力について日本外務省に情報を求めた時の捕虜問題が見つかった。次の段階は1916年から始まった。そのとき、在日イタリア大使館は、オーストリア＝ハンガリー兵の中から捕虜13人の移動と引き渡しを日本政府に求めた。最後の段階は、戦争の終結時に始まったもので、パリ講和会議に発生したアドリア海問題と同時に、南スラブ捕虜の国籍や帰国の問題化を含んでいる。上記のそれぞれの段階で捕虜問題を調査することで、捕虜間に現れた諸民族や国籍問題を日本政府が間接的に経験したことを示した。

結論としては、以下のような点が明らかとなった。まず、第一次世界大戦が終わった時に日本とユーゴスラビア二国間の関係は薄く、コミュニケーションを取る際はフランスやイギリスを通して行っていたということである。パリ講和会議でユーゴスラビアの代表たちは、日本と直接コンタクトをとりたかったが、日本側は無反応だった。日本は直接バルカン半島の政治情勢に関心はなかったが、国内に収容されたオーストリア＝ハンガリーの捕虜間で

発生した政治的かつ民族的な争いに関わった。特に彼らの帰国時期が近づいてきた際に、日本はヨーロッパの問題を直接体験したと気づくことになった。更に、1915年に結ばれたロンドン条約では、在日イタリア大使館がオーストリア＝ハンガリー兵を求めたとき、日本が裁決者の役目を果たし、捕虜間の争いを解決するときは、捕虜の望みを優先させた。

第一次世界大戦終結の時、捕虜の国籍問題が複雑化していった。というのは、戦後に国籍が細分化されたからである。国籍の複雑化は日本政府にとって新たな困難に直面することになった。バルカン半島の政情が不安定で、パリ講和会議で誕生した新国家の間の国境が定められておらず、紛争と緊張が高まっていた。このような状況下で人の国籍を定めるのは非常に困難であったことが背景にあった。

日本政府は国籍や帰国ルートに関しては捕虜たちの意見を優先させる行動をしばしばとった。一方で捕虜はこの日本政府の対応を、自分達の都合の良い方向に向かうように利用した。日本政府が国籍問題に対応している最中に、他国、つまりフランス、イギリス、イタリア、スペインも捕虜の帰国方法とルートに関して干渉したかったが日本の目的は捕虜を日本から一刻も早く追い出すことであった。

第一次世界大戦中のオーストリア＝ハンガリー兵の忠誠心の欠如から脱走兵が多くなり、ハプスブルグ軍の戦力に影響を及ぼした。この事は今までのヒストリオグラフィーで何度も記されている。しかし本研究では、日本に収容されたユーゴスラビア捕虜はほぼ忠誠心を保持し、チャンスがあっても忠誠心を失う事は数少なかったことが明らかになった。さらに日本政府はバルカン半島の国民問題に関して捕虜を通して直接体験したことで、**Kaiserin Elisabeth**号で捕虜となったユーゴスラビアの81人の海兵隊に対し、きわめて公平な立場をとったことを示すことができた。